

8 東京高等裁判所 平成18年10月30日判決

平成18年10月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 松本 泰子
平成18年(ネ)第1081号損害賠償等請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成17年(ワ)第8901号)

口頭弁論終結日 平成18年9月27日

判 決

控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

被 控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

同

同

同

荒 井 哲 朗

國 吉 朋 子

高 島 希 之

金 坂 翠

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁判

1 控訴人

- (1) 原判決中、控訴人関係部分を取り消す。
- (2) 被控訴人の控訴人に対する請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は第1、2審とも被控訴人の負担とする。

2 被控訴人

主文同旨

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、株式会社サンワ・トラスト（以下「サンワ・トラスト」という。）と通貨証拠品取引をした被控訴人が、サンワ・トラストの代表取締役である控訴人並びにいずれも取締役である（原審相被告、以下「 」という。）及び（原審相被告、以下「 」という。）に対し、上記3名（以下「原審被告ら」という。）が架空の取引を作出して被控訴人の金員を領得したなどとして、不法行為及び平成17年法律第87号による改正前の商法266条の3第1項（以下「商法266条の3第1項」という。）に基づく損害賠償として、2821万1350円及びこれに対する不法行為の日である平成16年8月6日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める事案である。

原審は、及びは、架空の取引を作出し、同取引による売買損失とスワップ金利名目で被控訴人に損害を与え、また、控訴人は、同取引の作出並びに及びによる同取引を前提としての交渉等を認識認容していたと認められるから、原審被告らは被控訴人に対し、不法行為責任及び商法266条の3第1項に基づく責任を負うとして、被控訴人の原審被告らに対する本件請求をいずれも認容した。

控訴人は、本件問題取引が後付けの架空なものであったことは基本的には争わないが、これについて、控訴人が上記各責任を負うとの原審の認定判断は不服であるとして、本件控訴を提起した（及びに対する原判決は確定した。）。

2 争いのない事実等（証拠等を掲記しない事実は当事者間に争いがない。）

原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」1項（原判決2頁7行目から3頁15行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

本件の争点は、本件問題取引について、控訴人が被控訴人に対し、不法行為

責任及び商法266条の3第1項に基づく責任を負うか否かであり、この点についての当事者の主張は次のとおりである。

(被控訴人)

(1) 原審被告らは、サンワ・トラストの取引が破たん必至の取引であることを認識しながら、顧客である被控訴人から金銭を受領し続け、その必然的な結果として、 は被控訴人に対し返還すべき金員について取引の後付けという違法行為を行い、 は同違法行為に加担し、控訴人は同違法行為を認容したものであって、控訴人は 及び と共に共同不法行為責任を負う。また、サンワ・トラストの代表取締役である控訴人は、同会社において「取引の後付け」といった顕著な違法行為が行われないように同会社の運営の適正維持に留意すべき取締役としての注意義務があるのに、これを怠ったものであり、商法266条の3第1項に基づく責任も負う。

(2) 控訴人は、サンワ・トラストによる「取り込み詐欺商法」とでもいうべきものを自ら開始し、終始代表取締役の地位にあり、かつ、現実と同会社の商法を主導していた者であって、被控訴人に対し上記責任を負うことは疑う余地がない。

(控訴人)

(1) 本件問題取引が後付けの架空のものであり、 及び がこの取引が架空のものであることを知りながら、本件合意に応じなければ精算金の支払を拒否するという方法で被控訴人に本件合意をさせたということは基本的には争わない。

(2) 控訴人は、サンワ・トラストの社員に対しては、常々、不相当・違法な勧誘行為及び本件のような後付け架空取引行為の作出等の違法行為は厳しく禁止する旨、指示・命令しており、また、個々の顧客との取引行為は、権限ある担当者に全面的に委託していたから、 及び から本件問題取引が後付け架空取引である旨の報告は一切受けていない。したがって、これを認識

認容することはあり得ない。

- (3) 控訴人は、本件合意に関する交渉に一切関与しておらず、及び から結果の報告を受け決裁したのみである。
- (4) 以上のとおり、控訴人は、本件後付け架空取引を認識・認容していないから、被控訴人に対し不法行為責任を負うものではない。

また、上記したところからして、控訴人が担当者らの違法行為をチェックすることは不可能である。したがって、控訴人は、本件問題取引に際して、かかる行為の防止に尽くすべき忠実義務に違背はないし、何らかの違背が認められるとしても、そこに悪意・重過失はないというべきであるから、商法 266条の3第1項に基づく責任を負うものではない。本件は 及び の共同不法行為のみが問題とされるべき事案である。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、被控訴人の本件請求は理由があると判断する。その理由は、以下のとおりである。

(1) 事実経過

次のとおり付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 争点に対する判断」1項（原判決6頁18行目から9頁10行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

ア 原判決6頁22行目の「5000万円程度の預金」の前に「被控訴人の夫が交通事故に遭い多額の保険金がおりましたことから夫と併せて」を加える。

イ 同24行目の次に改行して次のとおり加える。

「サンワ・トラストは、代表取締役である控訴人が平成9年7月31日に設立した為替証拠金取引に基づく外国為替取引業務などを目的とする株式会社であり、管理部長である 及びその部下の はいずれも同会社の取締役である。同会社には、役員として上記3名のほかに1名の取締役、1名の監査役がいる（平成17年4月28日時点）。本件取引

当時、同会社には20名程度が勤務していた。同会社は、その後破産宣告を受けた。」

(2) 控訴人の責任

ア 前記認定事実及び弁論の全趣旨によれば、本件問題取引は、被控訴人の手仕舞い指示後に があたかも存在したかのように装った架空のものであり、 もこれに加担したものと見える。したがって、 及び には、本件問題取引による売買損失とスワップ金利合計名目で被控訴人に2782万5000円の損害を与えたものとして、共同不法行為(民法719条)が成立する。

イ 前記認定事実、証拠(乙4ないし6、原審被告 本人、同 本人、控訴人本人)及び弁論の全趣旨によれば、サンワ・トラストは控訴人が設立した小規模な会社であって、控訴人は、その事業執行の全権を掌握し、 及び らの部下に対し、同会社の営業対象や方法について指示し、重要な事項についてはすべて決済し、本件問題取引についても 及び から報告を受けていたことが認められる。そうすると、控訴人は、サンワ・トラストの最高責任者である代表取締役として、架空の本件問題取引の作出を認識認容していたものと認めるのが相当であり、控訴人は、 及び と共に、被控訴人に対し、上記共同不法行為責任を負うというべきである。

また、控訴人は、サンワ・トラストの代表取締役として、企業の健全運営に意を尽くし、取締役である 及び の業務執行につき注意を払い、本件問題取引のごとき架空の取引を作出して顧客に損害を被らせないようにすべき注意義務を負っていたのに、悪意若しくは重過失によってこれを怠り、被控訴人に上記2782万5000円の損害を与えたものといえるから、商法266条の3第1項に基づき、同額の損害賠償責任を負うことにもなる。

控訴人は、本件後付け架空取引を認識・認容していなかった旨主張し、この主張に沿うかのような供述をするが、前記したところの控訴人のサンワ・トラストにおける地位・権限に照らすと上記供述は採用できない。そして、前記したところからすると、控訴人が、サンワ・トラストの従業員に対して、不相当・違法な勧誘行為及び本件のような後付け架空取引行為の作出等の違法行為を厳しく禁止する旨、指示・命令していたとは到底考えられない。したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

- (3) 以上によれば、控訴人は、被控訴人に対し、2782万5000円から被控訴人がサンワ・トラストから受領した800万円と受領すべき清算金578万6350円との差額221万3650円を控除した2561万1350円に加え、被控訴人の弁護士費用相当額と認める260万円を合わせて賠償するのが相当であるから、その合計2821万1350円及びこれに対する不法行為の日である平成16年8月6日から支払済みまで民法所定年5分の割合による金員の支払義務がある。
- 3 以上によれば、被控訴人の控訴人に対する本件請求は認容すべきものであり、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第15民事部

裁判長裁判官	藤	村	啓
裁判官	佐	藤	陽
裁判官	古	久	保
		正	人